

規制の事前評価書

政策の名称	電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定及び譲渡制限対象機械等への追加	担当部局名	労働基準局安全衛生部 化学物質対策課環境改善室	作成責任者名	環境改善室長 徳田 剛	評価実施時期	平成26年1月
法令案等の名称・関連条項	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第42条、第44条の2、第54条の2						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>石綿含有建材が使用された建築物の解体工事は、今後も増加を続け、平成40年頃にピークを迎えることが見込まれており、現在、ずい道内の工事や石綿の除去等、特に粉じん濃度が高くなる作業において使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具については、法令上、その性能を担保する規定がないため、速やかに電動ファン付き呼吸用保護具の性能を担保するための規定を整備し、石綿等の粉じんばく露防止対策を確実に実施する体制を整備する必要があります。そこで、特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を、型式検定及び譲渡制限の対象に追加します。ただし、法律の施行日前に製造され、又は輸入されたものについては、規制を適用しないこととします。</p>						
想定される代替案	電動ファン付き呼吸用保護具について、型式検定の対象とはせず、最低限遵守すべき規格を定め、規格を満たしていないものは譲渡等をしてはならないこととします。また、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、製造者又は輸入者が規格を満たしていない電動ファン付き呼吸用保護具を譲渡等した場合は、回収又は改善を図ることなど、労働災害防止に必要な措置を講ずることを命じることができることとします。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	電動ファン付き呼吸用保護具を製造し、又は輸入した者は、型式検定を受けるための費用を負担することとなります。また、行政が、電動ファン付き呼吸用保護具の製造又は輸入者に対して、回収や改善措置をとらせた場合は、その措置のための費用が発生することになります。	行政が、電動ファン付き呼吸用保護具の製造又は輸入者に対して、回収や改善措置をとらせた場合は、その措置のための費用が発生することになります。					
2 行政費用	事業者に周知するための費用が発生します。また、市場に流通している電動ファン付き呼吸用保護具が規格を満たしているかどうか試験を実施するための費用が発生します。	事業者に周知するための費用が発生します。また、市場に流通している電動ファン付き呼吸用保護具が規格を満たしているか確認するための試験を実施するための費用が発生します。なお、当該試験を実施するにあたっては、市場に流通している電動ファン付き呼吸用保護具の種類を独自に調査して把握し、その全ての種類について試験を実施することとなるため、型式検定を実施する場合よりも試験回数が多くなり、費用は大きくなります。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	電動ファン付き呼吸用保護具の最低基準の性能が担保されることにより、電動ファン付き呼吸用保護具を用いて作業に従事する労働者について、石綿等の粉じんのばく露が防止されることとなります。	電動ファン付き呼吸用保護具の最低基準の性能が担保されることにより、電動ファン付き呼吸用保護具を用いて作業に従事する労働者について、石綿等の粉じんのばく露が防止されることとなります。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>代替案は、電動ファン付き呼吸用保護具の製造者又は輸入者が型式検定を受けるために要する費用は発生ませんが、市場に流通した後に規格を満たしているか確認するための試験をすることとなりますので、行政が製造者又は輸入者に対して、回収や改善措置をとらせる頻度が多くなると考えられます。また、回収や改善措置のための費用が予期せず発生することになります。行政においても、市場に流通している電動ファン付き呼吸用保護具の種類を独自に調査して把握し、その全ての種類について試験を実施することとなるため、型式検定を実施する場合よりも試験回数が多くなり、費用は大きくなります。さらに、回収や改善措置が多くなると、製造者又は輸入者が電動ファン付き呼吸用保護具の製造を続けることに消極的になる恐れがあり、電動ファン付き呼吸用保護具の入手が困難になると、事業者が労働者に使用させることも難しくなり、労働災害が発生する可能性が低下せず、労働者の健康の確保が困難になります。これらのことから、改正案の方が望ましいものと考えます。</p>						
有識者の見解その他関連事項	<p>労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」(平成25年12月24日)において以下のとおり報告されています。</p> <p>9 型式検定等の対象器具の追加 平成22年の建議に基づく労働安全衛生法の一部を改正する法律案と同じく、「電動ファン付き呼吸用保護具」を型式検定及び譲渡時の制限の対象とするとともに、電動ファン付き呼吸用保護具の構造規格を定めることが適当である。</p>						
レビューを行う時期又は条件	改正法案の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。						